# キャリア形成促進助成金の ご案内(訓練給付金)

従業員に研修を実施される事業主の皆様へ

キャリア形成促進助成金は、事業主の皆様が従業員のキャリア形成に 役立つ教育訓練等 (職業又は職務に直接必要となる訓練等) を実施され る際に活用いただける助成制度です。

## 助成対象となる事業主の主な要件

雇用保険適用事業所となっていること。 労働組合等の意見を聴いて事業内職業能力開発計画及びこれに基づく年間職業能力開発計画を作成し、その内容を従業員に周知していること。 職業能力開発推進者選任届を長崎県職業能力開発協会に提出していること。 労働保険料の滞納や不正受給を行ったことがないこと。

# 助成対象となる従業員の主な要件

事業主に雇用されている雇用保険の被保険者であること。

# 助成対象となる教育訓練の主な要件

1 コース当たりの実訓練時間が延べ10時間以上行われるもので、O J T 以外で行われるものであること(e ラーニングを含む。)。

① 教育訓練を受けさせる場合の経費の3分の1 (大企業は4分の1) に相当する額② 教育訓練期間中の従業員の賃金の3分の1 (大企業は4分の1) に相当する額

助成額の算出方法 経費助成額 = = 経費 (消費税込み) ×助成率×受講人数 = 1時間当たりの賃金助成額×実施時間×受講人数

ただし、助成額が1事業所につき1年間500万円を超える場合は、500万円を限度とします。

- 助成対象となる経費 受講料(宿泊代、食事代、交通費等を除く。)、教科書代、消費税、外部講師の謝金(助成対象となる額は1時間当たり3万円を限度)等が助成対象となります。
- ・1コース1人当たりの経費助成額の限度は、次のとおりです。

総訓練時間	上限額
300時間未満	5万円
300時間以上	
300時間以上 600時間未満	10万円
600時間以上	20万円

・総訓練時間の8割以上出席した受講者 に係る経費が助成対象となります。

- 助成対象となる賃金 教育訓練期間中においても、事業主が 訓練等を受講する従業員に対して通常 賃金時間額以上の賃金を支払っている ことが条件です。
- ・1日当たりの賃金助成の時間数の限度 は、事業所の所定労働時間数です。
- ・1コース1人当たりの賃金助成時間の 限度は1,200時間です。
- ・総訓練時間の8割以上出席した受講者 に係る賃金が助成対象となります

中小企業事業主が従業員5人(1時間当たりの賃金助成額600円。1日当たりの所定労働時間8時間)に研修(24時間)を実施し、受講料150,000円を支払った場合は、122,000円が支給されます。

## 手続きの流れ

- 職業能力開発推進者選任届を長崎県職業能力開発協会に提出して
- 2 事業内職業能力開発計画を作成してください。
- 事業内職業能力開発計画を作成した後、受給資格認定申請書に年間職業能力開発計画その他必要書類を添え、長崎センター業務課に提出してください。 (3)
- 受給資格認定申請書を提出した後、 (4) 教育訓練を実施します。
- 受給資格認定通知書が長崎センター業務課から送付されます。
- した後、支給申請書に必要書類を添え、長崎センター業務課 さい。支給申請時期は4月と10月の年2回です。
  - 支給決定通知書が長崎センター業務課から送付されます。 (7)
- (8) 支給決定額が申請事業主口座に送金されます。
  - 「事業内職業能力開発計画」とは、事業主がその雇用する労働者に係る職業 能力の開発及び向上を段階的かつ体系的に行い、かつ雇用する労働者の職業 生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するために作成す X る計画をいいます。
  - 「年間職業能力開発計画」とは、当該事業所において事業内職業能力開発計画に基づいた職業訓練等に関する計画であって、1年ごとに定めるものをい います。

# 受給資格認定申請に必要な書類

1	受給資格認定申請書(様式第1号)
2	雇用保険適用事業所設置設置届の写し又はこれに準ずるもの(初回のみ提出)
3	職業能力開発推進者選任届の写し(初回のみ提出)
4	事業内職業能力開発計画の写し(初回のみ提出)
5	賃金助成算定書(様式第2号)
6	「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(事業主控)」又は「労働保
	険料算定基礎賃金等の報告(事業主控)  の写し
7	就業規則等(勤務時間・休日が記載されている部分)の写し
8	年間職業能力開発計画 (様式第3号のイ) (訓練給付金)
9	年間職業能力開発計画(様式第3号のイ)(訓練給付金)の添付書類の表紙
1 0	講習案内・訓練のカリキュラム等
1 1	受給資格認定申請チェックリスト

- キャリア形成促進助成金は、毎年、受給資格認定申請書を提出し、助成を受ける
- X
- できます。 初めての受給資格認定申請は随時受付いたします。 2年目以降の受給資格認定申請期間は、年間職業能力開発計画期間の区分に応じて次表の認定申請期間となります。

認定申請期間	年間職業能力開発計画期間
3月1日 ~ 3月末日	4月1日 ~ 翌年3月末日
6月1日 ~ 6月末日	7月1日 ~ 翌年6月末日
9月1日 ~ 9月末日	10月1日 ~ 翌年9月末日
12月1日 ~ 12月末日	· 1月1日 ~ 12月末日

問い合わせ先

独立行政法人 雇用・能力開発機構長崎センター業務課助成係 〒854-0062 諫早市小船越町1113 西川 TEL 0957-35-4722(ダイヤルイン) ※ 詳細はホームページをご覧ください。